

「ふるさと納税」寄附ありがとうございます

平成20年度に創設されました「ふるさと納税（寄附）」は、生まれ育った故郷、ゆかりのある地域、思い出のある地域、大切な人がお住まいの地域を「寄附金」の形で応援できるものです。本宮市のふるさと納税は平成20年8月にスタートし、平成22年度末までのべ23人の方から、総額23,115,000

円のご寄附をいただきました。皆さんの温かいお気持ちに、心より感謝申し上げます。いただいたご寄附は、ご厚意に添うよう本宮市の子育て支援事業や健康づくり推進事業などの貴重な財源として有効に活用させていただきます。



平成22年度にお寄せいただいた寄附の実績

応援項目	件数	寄附金額
応援項目は市長におまかせしたい	5件	7,755,000円

寄附金を活用している事業

応援項目	具体的な事業	事業に充てる額
市長におまかせ	地球温暖化対策事業	215,000円
	子育て支援推進事業	466,000円
	放課後児童健全育成事業	2,100,000円
	小学校児童健康づくり推進事業	1,400,000円
	中学校生徒健康づくり推進事業	600,000円
	幼稚園児健康づくり推進事業	300,000円
	保育所入所児健康づくり推進事業	400,000円
健康力アップ応援事業	2,274,000円	
合計		7,755,000円

〔ご寄附いただいた皆様と、市への応援メッセージ〕

お名前	ご住所	応援メッセージなど
菅野 明さん	東京都練馬区	大切なことを着実に進めてください。ふるさとを誇りにしています。
橋本佐久さん	千葉県千葉市	ふるさとの発展を願っています。
井上利二さん	宮城県仙台市	本宮市の発展を応援します。
川名潤子さん	東京都港区	私の父（川名敏雄）は、本宮の出身です。88才（大正11年生まれ）になりました。昨年、体調をくずし寝ついてしまい、父の話は、子どもの頃の本宮での思い出が多くなりました。父のことをご存じの方を探しています。

※掲載のご承諾をいただいた方のみご紹介しています。

「ふるさと」本宮市を応援してください！

ふるさと納税による寄附について、就職などで本宮市を離れる方やご親戚の方々などに、ぜひ「ふるさと納税（寄附）」をPRしていただき、本宮市を応援していただきますようお願いいたします。都道府県や市町村へ寄附をしていただいた場合に、所得税や現在お住まいの自治体の個人住民税が一定限度まで控除※されます。毎年12月末日までにご寄附いただきました分は、翌年の確定申告で控除されることとなります。

※寄附金から2,000円を差し引いた金額が寄附をした年の所得控除となり、寄附金から5,000円を差し引いた金額が翌年度の個人住民税の所得控除となります。また住民税の特例控除として所得に応じた税額控除が受けられます。（個人住民税所得割の最大10%まで）

◆問い合わせ先

秘書広報課 秘書係

（☎内線222）

※税控除や税申告については、

税務課 市民税係

（☎内線164）

高齢者肺炎球菌ワクチンの

助成事業が始まります

本宮市では高齢者肺炎球菌のワクチンの接種費用の全額助成を実施します。

■助成対象者

市内にお住まいの75歳以上の方（昭和12年4月1日までに生まれた方）で、過去5年間に同ワクチンの接種をされていない方。

☆平成23年度は75歳以上の方が対象ですが、次年度からは75歳になる年度のみの方が対象になりますの

で、ご注意ください。

■接種料金

無料

■接種方法

えぼか内保健課または白沢保健センターで接種申請を行い、予診票の交付を受け、ワクチン接種を受けてください。申請時に指定医療機関一覧をお渡しします。

■接種にあたって

この予防接種は、対象者が接種を希望する場合に行う「任意接種」

です。申請時にお渡しする説明書の内容をよくご確認ください。医師と相談の上、接種を受けてください。

○肺炎球菌とは

体の中に日常的に存在する細菌のひとつですが、体調を崩すと肺の中で強い病原性を持って増殖し、肺炎を起こすようになります。高齢者では、「熱、せき、痰」などの症状が現れにくいこともあり、全身状態が非常に悪くなることも少なくありません。高齢者が肺炎球菌による肺炎を起こすと治療してもなかなか治らないことがよくあります。また、慢性気道感染症中耳炎、副鼻腔炎、敗血症、髄膜炎などの原因ともなります。

○高齢者肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌による感染症の80%である23種類の肺炎球菌への免疫がつけます。肺炎の発症を完全に予防することはできませんが、ワクチンの接種で、重症化を防いだり、死亡率を低下させることがわかっています。

○接種スケジュール

接種対象者は75歳以上で、1回0.5mlを筋肉内または皮下に注射します。

◆問い合わせ先

保健課 健康増進係

（えぼか内） ☎63-2780

白沢保健センター

☎44-4188

障がいのあるお子さんのための 各種手当をご存知ですか？

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童やその児童を養育する父母または養育者に対して手当の支給を行っています。

下記の支給要件に該当される場合は、支給対象となりますので、各担当課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育する父母または養育者に支給します。

◎支給を受けるには

- ・児童が身体や精神に中度または重度の障がいを持っていること
- ・児童が社会福祉施設などに入所していないこと
- ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けていないこと
- ・受給資格者本人及び生計を同じくする扶養義務者等の前年の収入が一定額以下であること

◆申請先・問い合わせ先

本宮市役所 子ども福祉課

☎33-1111（内線137）

白沢総合支所 市民福祉課

☎44-2114（直通）

障がい児福祉手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童に支給します。

◎支給を受けるには

- ・児童が身体や精神に重度の障がいを有し、常時介護を必要とすること
- ・児童が社会福祉施設などに入所していないこと
- ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けていないこと
- ・児童と生計を同じくする扶養義務者等の前年の収入が一定額以下であること

◆申請先・問い合わせ先

本宮市役所 社会福祉課

☎33-1111（内線130）

白沢総合支所 市民福祉課

☎44-2114（直通）